

25水漁第387号
平成25年5月30日

関係団体 宛て

水産庁漁政部加工流通課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

ニホンウナギ (*Anguilla japonica*) の表示等について

日頃より、水産行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

魚介類の名称表示については、水産加工食品の原材料としての名称表示も含め、「魚介類の名称のガイドライン」(平成19年7月水産庁作成)において標準和名を基本として表示することとしています。

今般、我が国のウナギ養殖で主に利用されるウナギの在来種(学名 *Anguilla japonica*) については、標準和名が、「ウナギ」から「ニホンウナギ」に変更されました。

このため、消費者へ正確な情報を提供するためにも、ウナギの在来種(学名 *Anguilla japonica*) 及び当該種を使用したウナギ加工品の原材料名については、標準和名である「ニホンウナギ」と表示することを推奨いたします。

つきましては、関係者へ周知していただきますよう、よろしく願いいたします。